

(II) 決議

製鐵所全從業員は断乎として製鐵官民合同案に絶対反対する。製鐵官民合同は攻勢資本の假面にして其の正体は國營企業の營利主義化である、營利經營の歸結は製鐵事業の國家統制を破壊し資本家本位の高率配當又は無暴なる社債の濫發を以て國家の最重要產業たる製鐵事業の根幹を危くし製鐵所を既成政黨資本家の巢窟と化さしめ營利第一主義の經營は必然的に從業員の生活破滅の犠牲を以て資本家利潤の増大確保本位に經營されるが故に製鐵所全從業員の断乎たる決意を以て労働階級の生活權防衛と製鐵の國營死守の爲めに全力を總動員して製鐵官民合同案の徹底的撲滅を期す。

右決議す。

昭和八年一月二十四日

製鐵官民合同反對全從業員大會

52

財人協調會福岡出張所

(12) 電送文

商工大臣、大藏大臣、陸海軍大臣
中井製鐵所長官、第二區選出代議士

宛電文

從業員生活權確守と製鐵所國營死守の爲め死力を盡して官民合同に反対す

製鐵官民合同反對全從業員大會

53.